

平成 25 年度 第 9 回市川市市政戦略会議

1. 開催日時：平成 26 年 3 月 19 日（水）午後 4 時 00 分から午後 6 時 00 分

2. 場 所：市川市役所本庁 3 階 第 1 委員会室

3. 出席者：(敬称略、50 音順)

会 長 栗林 隆

副 会 長 田口 安克

委 員 青山 真士・石橋 行子・大矢野 潤・加藤 健一・木村 直人・
幸前 文子・田平 和精・ハリス 貴子・平田 直・古瀬 敏幸

(欠 席) 杉浦 功一・新田 英理子・吉原 稔貴

高久 聡 (企画部行財政改革推進課主幹)

佐藤 靖彦 (企画部行財政改革推進課主任)

松本 彦 (企画部行財政改革推進課主任)

村上 万里子 (企画部行財政改革推進課主任)

大平 哲也 (企画部行財政改革推進課主任)

4. 議題： 第 1 号 諮問事項「行財政改革大綱第 1 次アクションプランについて」

(2) 公の施設の経営効率化

【午後 4 時 00 分 開会】

議題 第 1 号 諮問事項「行財政改革大綱第 1 次アクションプランについて
(2) 公の施設の経営効率化

○栗林会長

それでは、ただいまより本年度第 9 回目の市政戦略会議を始めます。今日のメインピックスは、お手元にある資料 1 のこの答申案について最終的なご議論をいただいて、今日一番最後にお諮りしますけれども、できれば正副会長にご一任いただきたい、ということです。その手法として皆さんに既に答申をお配りした際にご意見を寄せていただいております、それが資料 2 で、今日資料 2 を中心に委員の皆さんの答申に対する忌憚なき意見をお聞きした上で、修正すべきかどうかをお諮りしながら効率的に進めていきたい。

その前に、今日若干の欠席者が多いということに加えて、田平委員から 5 時半には退席したい旨の申し出がありましたので、ちょっと議事を前後して 5 分だけいただいて、重要なことを先にお諮りして決めたいと思います。具体的には先ほど事務局からもありましたけれども、今回は 4 月 25 日金曜日の 16 時から会議が行われて、その席で大久保市長に答申を手渡すということですが、と同時にこの日から、何をやるかということなのです。

それで、事務局を通して、実は次に市長から次にどういった諮問をしていただけるかどうか、会長の希望等も聞かれました。やりとりしたところ、市長としてはこの際諮問というよりは、いわゆる条例に基づいてこの市政戦略会議で建議を立ててほしいと、つまり委員の皆様言いたいことを市長に対して言うてくださいというようなことでおおむね了解がとれているというふうに事務局のほうから報告を受けました。それを受けたところでそれやるかどうかということをお諮りしたいのですが、私、田口副会長としては、市長がこれについて議論して答申してくださいということは控えるが、そのかわり言いたいこと言ってくれと言っているので、ぜひ言いたいことを言いませんかということなのです。

具体的にどういうことかということ、条例に基づいて実は当審議会は、建議を立てることができるのです。これは、条例で認められている権利でございます、ちょっと例として今 1 枚ものをお配りしたのをちょっと見ていただきますと、千葉前市長の行財政改革審議会のときに、やはり建議を立ててみたらどうだというようなことがあって、そのときに建議を立てたときに、こんなことをやったというのを今事務局に出してもらったのです。

審議の回数も 1 月から夏にかけて結構多くの回数、項目も多岐に及んで建議文も随分ぶ厚いものをつくったわけです。この建議文というのは、実はホームページで公開されておりますので、ぜひ委員の皆様においては見ていただきたいと思うのですが、このときはいわゆる問題点を全部網羅しようということで、いわゆる e モニター制度から始まって、納税のことであるとかをやったわけです。こういった議論というのは、現在の市政戦略会議の根幹をなすような議論も構成しているわけでございます。

まず先に定足数が足りておりますのでお諮りしたいのは、市長からの諮問というのが今回控えられるというような状況ですので、積極的に建議を立てたいと思いますけれども、委員の皆様ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○栗林会長

よろしいですか。それでは、当審議会として建議を立てるということにしたいと思えます。

次に、テーマでございますが、この場でももちろん決まりません。そこで今日重要な議論がこの後に残っておりますので、テーマに関しては、また事務局からすぐメール出させていただきますので、まず各委員の方々が全くご自分の視点でこういうことテーマにしてほ

しいと。いわゆる制約を設けなくて、こういったことを議論してくれよということをお願いするのがあるわけですが。ただ、反面全く取捨がつかなくなるという可能性もあるわけですが。ただ、とりあえず1回、皆さんご専門の立場で来てるので、これを取り上げてくれと言いましょよ。それは、1週間以内にやりますので、それでこれとこれを私はやりたいと言ってもらって、それでまた正副会長、事務局で調整して、4月の本会議では大体こういう方向性でテーマを絞ってやりたいと、ある程度見るところまで調整したいと思います。1週間以内に事務局からすぐメール投げますので、各委員ご専門の立場で問題点ございますでしょう。固有の問題点。ここのところをやってほしいということをぜひ言ってほしいと思います。

それで、会長としてはこんなふうに思っています。もうスケジュールが少ないのですよね。もう4、5、6、7月ぐらいで、夏休みがもしできないともう本当に4、5回しかできないということもございますので、したがってテーマが広く広範囲になるとどんよりとしてしまうので、やっぱり市政にとってかなり重要なことを狭く、1個というわけにいかないでしょうし、皆さんいろんなこと出ますでしょうから。3点とか5点とか、それもすごく重要度の高いことでエリアが狭いようなことをやったらいいのではないのかなど。漠然とですけども。そのためにも、それでは各委員の方々の興味のある、もしくはいやこれ絶対外せないというテーマをお寄せいただきたいということをお願いします。

それでは、4月以降の当審議会の運営については以上でご理解をいただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、残った時間を早速事務局のほうに戻して、今日配った資料の説明から。その後……

○田平委員

今、会長が言われたように事務局のほうからメールか何か回答をよこせという空メールみたいな下さるのですよね。それに返せばいいのですよね。お願いします。

○栗林会長

それももう数日以内に出してください。趣旨は、要するに建議とすることが始まりましたから、建議のテーマとして各委員の方々が思っていること、忌憚なき意見を何でもいいですから下さいと、その程度のことです。

○田平委員

了解です。

○栗林会長

それでは、お願いします。

○高久行財政改革推進課主幹

(資料に基づいて説明。)

○栗林会長

それでは、早速中身の議論に移りたいと思いますが、大平さんから少し説明することあるのですか。

○大平行財政改革推進課主任

行政財政改革推進課の大平です。よろしくお願ひいたします。

それでは、この資料2をごらんください。非常に簡単にはありませんが、資料の構成に

ついて説明させていただきます。

資料2につきましては、先週委員の皆様にご意見を送付した際、ご意見に対するご意見をいただくアンケートも送付させていただきます。資料2の表紙をごらんください。1、2、3、4、5と項目がありまして、これがアンケートの項目でこの項目ごとに皆様からいただいたご意見をまとめた資料となっております。本日は、これをもとにご議論いただければと思っております。

説明は以上です。

○栗林会長

それでは、ご意見いただいたことを事務局でまとめていただいているということで、ご意見寄せられた方は、ここが私のところだというふうにはわからないかと思っておりますけれども、時間の関係だと諸事情ございますので、田平委員から。

○田平委員

もう全部自分のところだけ。

○栗林会長

ええ、全部もう残さぬようにご意見をお願いします。

○田平委員

資料2の1ページ、2で左上、ここ私が書いたところ。ここはそんなに重要なことは書いていません。ただ、全体観を私ちょっと申し上げています。ここは、ばばっとやります。文章表現に行政職員への配慮ある言葉、表現がにじみ出ており、行政マンの受けは本答申案文は悪くないと思われ。その反面、何か歯切れ悪いというか、奥歯に物が挟まったようなニュアンスが臭っており、本文を見て一般の行政マンが意識改革すると思いません。もっとも本提言書を受けられる方は市長様であり、行政経営会議に参加される部長クラスの方ならば、意のあるところをお酌み取りいただき、改革の一道具としてお使いいただけるものと信じます。提言を受けて、計画をつくることは改革の第一歩であり、いまだ全工程の10%しか達成されていないことをどこかでうたっていたい思いはあります。総論賛成、各論反対で今までの改革案が潰されたり、先送りされている歴史に学び、達成目標その時期を明確にして改革の計画、実行、統制、ワン、ツー、スリーのサイクルの輪を回し続けることの大切さを、巻末に文章表現していただくようお願い申し上げます。

続きまして、私が書いたのは3ページの3、上から4行目あたりです。ここは、ちょっとかなり力を入れて書きました。ページ15の2行目の右から9文字目、「多能化による業務範囲の拡大、生産性向上等で、」の挿入を希望します。図書館は、ここから先はちょっときついこと書いています。訪問した4施設の中で最も確信的な守旧派の牙城と感じられましたので、改革を拒否できない強い表現が必要だと感じ、以下の改訂をできればお願いいたします。ページ17の7から11行目の内容は、ほとんど実効性がない提言と考えられます。したがって、公立図書館である限り現場の職員は業務の効率化に抵抗し、収入増加を図る動きをしないと考えますし、最近CD、DVD、ビデオの無料貸し出しすら行っていきますので、図書館である限り私立図書館ができないというのは大体文章のニュアンスでわかりましたので。(試案) 知財提供センターとか知財情報センターとかそういう名前にして、名前をかえて図書館法のくびきから脱却し、堂々と受益者負担を主張し、追求できる組織への脱皮が必要と考えますので、そのような表現への変更が必要でしょう。

ページ17の下から9行目以降に以下の内容の挿入を希望します。「以上の観点から、現在新書購入等に毎年8,000万円の予算をつけているが、次年度以降は予算を4,000万円に半減化して、節約と効率の原則を働かせる努力を促すべきである」との内容の挿入を希望し

ます。図書館法の聖域に浸っている彼らには何らかのショック療法が必要ですよというふうになっています。

続きまして、今度は6ページ。6ページの[4]です。[4]、1、2、3は、これはタイトルです。その4行目からなります。こういう各施設の現状把握とデータの可視化、目標と期限の明確な設定、設置目的の再検証、ある程度必要でしょうが、これを行財政改革推進課スタッフがやってはだめだと思います。担当部局に作成させ、行財政改革推進課はこれではだめだよ、もっとちゃんとやれとかという検事役になるべきです。これに時間をとられていると先送りの口実を与えますよ。手段は自分たちで考えよう、結果を早く出せと迫らないと何もしませんよ。

それから、4、市職員の意識改革と組織間の連携強化。非常に失礼なことを書いているかもしれませんが、本音を書いております。定年が近づいた部長、課長さんの大部分は、新しいことには挑戦しませんから、組織内に波風を立てる、あるいは波風が立つプロジェクトには若くて新進気鋭の部長、課長、主幹を配すべきです。市職員が大久保市政は、3期までやるとしてあと7年続くだろうと思ったときに、改革に抵抗して7年間冷や飯を食うか、改革に協力して栄達の道を歩むかの踏み絵を迫ることが大切です。そして、栄達と冷や飯組の間の待遇の差をもっと拡大する人事制度へ移行すべきです。努力してもしなくても結果は同じなら、誰もが努力しなくなる社会主義国家の悪弊の二の舞を繰り返すべきではありませんということを書いています。

それから、8ページの[2]、これは一番最後のまとめのほうです。会長、副会長、事務局が苦勞して作成された答申案文の表現に行政職員への配慮ある言葉、表現がにじみ出るように、毒が薄い分薬が効きにくいのではと懸念します。でも、これが地方自治、民主主義の限界なのでしょう。優秀な独裁が可能な民間との差を感じます。国の経常収支赤字転落に危機感を抱かない日本国民にも、私は日本国民の一人として危機感を抱いております。我が愛する市川市が停滞感漂う地方自治への一石を投じ続けるべく官民が連携して改革を続けることを希望します。そのためには、演説の最後に必ず、それでも改革は続けるべきで終わる習慣をつけたいものですよということでございます。

以上です。ありがとうございました。

○栗林会長 ありがとうございます。

ちょっとその都度具体的にお諮りしますけれども、まず、12ページの上表のコスト削減策の第2項という。

○田平委員

これ、私が言ったのです。

○栗林会長

そうですね。

○田平委員

はい。

○栗林会長

私、今から申し上げるのは、田平委員がこのように書いてほしいと具体的に言っておりますので、それをちょっとお諮りしたいと思うのです。そうしますと、12ページの表の枝の第2項を田平委員、説明してくれますか。

○田平委員

12ページのこの表は、コスト削減策などがありますが、民間活力の積極的な活用と施設

機能の整理統合しか書いていない。ここに多能化で労務費削減というのを入れたらどうだろうか。要するに職員の努力です。多能化で労務費削減というのを、この今枝が2つしかありませんけれども、もう一つ入れたらどうでしょうかという提案です。

○栗林会長

文言も含めてお聞きしますが、12ページのイメージ図でコスト削減策、今は民間活力の積極的な活用でコストを削減しよう、施設機能の整理統合でコスト削減しようということですが、田平委員はさらに多能化で労務費削減、これでコスト削減しよう。どうですか、どなたか。賛成、反対、あともうちょっと文言をこうしたほうがいい等ありますか。

○田平委員

要は職員の努力は入っていないですからね。

○栗林会長

この多能化という言葉がどういうニュアンスでとっているのですか。

○田平委員

私は、これしかやらないというのをやめて、隣の人仕事も一緒にやりなさいよと。3人でやっているのを2人でやりなさいとかそういうことなのです。労働生産性の向上という、また何かちょっと抵抗がありそうな。民間では多能化とか、あるいは一人二役とか、そういう言い方をしているのですけれども、何かいい言葉ないですか。

○栗林会長

何かいい言葉ないですかね。そういったこと入れるのは、私は賛成でいいと思うのです。どなたか多能化にかわる、中身はそういうことなので何かいい言葉。平田委員、何かいい言葉ございませんか。

○田平委員

アウトプットの増加を促すとか。何かないですか。これだと全然職員が何も努力しなくていいみたいな感じがする。

○栗林会長

そしたら、今日時間も時間ですので、では、こここのところに田平委員のおっしゃる意図で文言は考えさせていただきます。何か入れるということに、要はそういうニュアンスですよね。私としては、入れたいと思いますけれども、反対意見ございますか。よろしいですか。副会長は。

○田口副会長

いいです。

○栗林会長

そうしたら、田平委員、私的には多能化という言葉が何かぴんとなくて。ただ、趣旨はよくわかりましたので、こういった趣旨の枝を1つ追加するということにしたいと思います。

○田平委員

ありがとうございます。

○栗林会長

その次ですけれども、15ページの2行目の右から9行目のところですよね。15ページの2行目の右から9文字目、ここに、これも要は多能化ですね。さっきのね。では、多能化という聞いた文に関して、何かちょっといい言葉を考えさせてください。

○田平委員

はい、ぜひお願いします。

○栗林会長

では、事務局のほうも多能化という言葉について検討してください。私としてはわかりづらいと思うので。ただ、意味はそういう意味で「多能化による業務範囲の拡大、生産性向上等」と、これを入れるべきだということなのですが、特段入れたほうがいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。反対意見ございますか。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○栗林会長

では、これも入れるということにして。

○田平委員

ありがとうございます。

○栗林会長

次、17ページの7行目から11行目の内容は、ほとんど実効性がないので、表現の変更ということですが、ちょっと事務局に聞きますけれども、いつもの附帯意見、少数意見はつけるのでしょうか。

○高久行財政改革推進課主幹

はい。

○栗林会長

だから、附帯意見へ何か反映するというところでどうですかね。一步後退してしまいますけれども。

○田平委員

図書館法を金科玉条にしているのではないかと。図書館法第17条では、一銭一円たりとも取ってはいけないのだとかと、自分たちもその増収策はもう何もしないということをもう威張って言っていたでしょう。これ、絶対風穴あけなければいかないと。附帯意見としたら、これは全体が賛成した意見ではないのです。僕はこれを見て、ああ、私立図書館というのはだめだったのだなとわかりました。しからば、発想を変えて、さっき私は勝手に知財提供センターとか何か名前書いたけど。要するに図書館法を超えてDVDとかCDとかもただで貸しているではないですか。ビデオとか。したがって、名前を変えてその法律のくびきから外して生涯学習をやったらどうですか。というのが、私の意見です。

○栗林会長

今のどう書くかはともかく、今の田平委員の意見が出ていますけれども、反対の方います。

要するに、バブル期の産物のあの図書館を何とかしたいとみんな思っているわけです。ただ、図書館法が壁になって何もできないと。もちろん簡単にできないのですが、図書館法を何とかちょっと押しやるようなことができないかと。実は具体的には事務局とのいろいろの長時間のやりとりで、どこかの自治体が、ツタヤに運営を全部任せて。何か、ご存じだったら紹介してください。では、事務局のほうでちょっと簡単に概要を話してくれますか。

○松本行財政改革推進課主任

行財政改革推進課の松本です。余り知識としては持っていないのですが、佐賀県の武雄市という団体がございます。指定管理者制度ということで、あくまでも行政が責任を持ってやっているのですが、ツタヤというカルチュア・コンビニエンス・クラブという株式会社を指定管理者として管理・運営を代行させています。その中には、よく皆さんご存知と思うのですが、スターバックスというコーヒー店が入り、同時にツタヤ書店と、書店も経営していますので、書店と図書館とそこで憩いの場所ですね、イメージするような建物に、たしか費用ざっと読んだだけなので覚えていないので7億か8億ぐらいかけたらしいのですが、そこに図書館を改修して新たにオープンをしたのが去年のお話だったと思います。同じような動きは、実は何カ所かあるようで宮城県の多賀城市とか、あるいは神奈川県海老名市が同じようにツタヤ書店に対して指定管理者制度を活用したいという動きがあるということで報道に出ています。

ただ、そこに関しては私立図書館ではなくて、あくまでも公立の図書館なので図書館の本の貸し出しは無料です。ただ、そこに本屋さんが併設されているので本屋さんのところで普通に本を買うこともできますし、そこで喫茶店のコーヒーで、有料でコーヒーを飲むこともできるという、そういうようなスキームになっています。

以上です。

○田平委員

だから、私は甘いと思います。

○栗林会長

ええ、今のでも甘いですが。

○田平委員

だから、例の救急車、ほら何とか有料化しよう。なかなか通らないでしょう。きのうのまちづくりの会でも何とかしようという話も出たのですが。

やっぱり市川が先頭切ったらいいではないですか。何もよそやっっていなくて。市川はやるなあということで。というのを、私は言いたいです。

○栗林会長

やったらいいですね。今その武雄市でしたか、ツタヤのその、まだまだ田平委員によるとまだまだ甘いというものの、一歩前進しているわけだから。田平委員が図書館法を盾に何も言わないのは、もういかんともしがたいという。確かにそうですね。そういう、ほんのささやかな取り組みをしているわけだし、さらに言うと、その下に8,000万、4,000万にしようというバジェットを減らすという話あります。例えば今の話で、もうその小説とかの新刊本は、もう公で買うのやめてツタヤで売ればいいです、今みたいにね。だから、そうやって抱き合わせしていろいろなことができるし、例えば学術図書であれば千葉商大に来てもらえばあるわけだし、千葉商大から郵送で貸し出せるし。だから、本屋で毎週、毎週並ぶような本はもう買うのやめたほうがいいよ、と思うのです。

○田平委員

複数の代替案を列举して、こういう改善策があると。例えば今武雄市の例とか、あるいは我々が考えた案だとか、とにかく今の図書館法のくびきを少しでも脱却して増収策を図りやすいような、そして職員が意識改革をできるようなものを、追求すべきだというふうに書いたらどうでしょうか。答申を。

○栗林会長

そうですね。

○田平委員

図書館法があるんだ。あんたら何を言っているんだ、図書館法があるんだ、おまえら下々が何を言っていると、そんな感じだったでしょう。この前の態度。

何か随分ばかにされているような感じがします。こちらは、一生懸命考えて私立図書館にすればできるのではないかと思ったけれども、よし、それがだめだったら、名前を変えるならどうだとか。

○栗林会長

お諮りしますけれども、また中身と文言は練らなければなりませんけれども、田平委員が再三主張されていることに会長の私の賛成だし、副会長は。

○田口副会長

私も基本的にはそうなのですが、先ほど説明のときにどうしても市川市としてのということ、あれを何か言われたので、そこのところもう一回ちょっと話をさせていただいてというように思っているのですけれども。

○栗林会長

どうぞ。

○高久行財政改革推進課主幹

今田平委員が言われたように、生涯学習ということ観点からすると有料化は可能かもしれませんが、しかし、生涯学習を広げるのが国の責務、また地方自治体の責務であり、公立図書館もその枠組みの中にあるものであり、その象徴として図書館は無料ということになります。ここで図書館の名前を変えるということは、公立図書館をやめるということになります。民間活力を導入する方向性からすれば指定管理、行政は運営はするけれども、指定管理として経営を民間のほうに任せていくことが可能であり、それは可能です。

○田平委員

図書館法のくびきから脱却できるではないですか。

○高久行財政改革推進課主幹

いや、それはできません。あくまでもやめないと、公立図書館というものをやめないと図書館はできない。

○田平委員

図書館じゃないという名前にすればいいではないですか。

○高久行財政改革推進課主幹

そうですね。だから、そうすると、図書館ではなくなってしまうのです。ですから、行政としては図書館をやめるということとはできないということをおし上げます。

○栗林会長

先どうぞ。

○木村委員

図書館と図書館法ができたときというのはまだ本しかない時代だったのです。だから、図書についてはいわゆる公立図書館で通常でサポートしている範囲でいいと思うのです。ただ、だんだんメディアがいろんな種類が出てきて、図書館法ができた後で出てきたものについては、機能を分離して三セクでも何でもいいのですけれども、例えば何とかセンターだとか、一部の機能だけ移管してそのところでそれが有料化するということとはできないでしょうかということなのですから、全面的にやるといったら、もうこれはできませんという話になるのだけれども。

○田平委員

いいですか、何でこんな会議やっているかという、このままだと我々も赤字地方自治体になってしまう。今なりつつあるのだけれども。そもそも日本国が今プライマリーバランスで、こちら千葉銀さんのほうが詳しいのだけれども、二、三十兆円足りないわけでしょう。消費税今度8%に上がるけれども、実際はプライマリーバランスを保とうとすれば、18%ぐらいの消費税にしなければ合わないわけですね。今どんどん、どんどん我々日本丸という船は沈みつつあるわけです。だから、従来の常識を語ってしまっただめなのです。したがって、やっぱり違った発想で受益者負担を求めなければいけないと思うのです。

それから、あなたの頭の中には、あそこは生涯学習センター、教育委員会とかなんかと、どうも抵抗勢力が強くて大変だ。できそうもないと思うから言っているのかもしれないけれども、やっぱり言わなければ何もこれは進まないです。だから、私は言うべきだと思う。できなくても言うべきです。そして、それでも受け入れられなかったら、これはもう100%市のトップの、トップから以下全部だめだと。いや、それは大久保さんも、すぐ財政再建ができないようなら、俺は失格だと言われた。それはやっぱり意見も言うべきです。そして知恵を出して、どうですかとって、それでもできないと言われたって、これはもうしようがない。やっぱり我々としては、こういう案もあるよ、これもあるよと、やろうよとということが言うのがこの審議会ではないかと言いたいわけですね。

○栗林会長

青山委員も、そのとおりでそうだ、そうだと言っていますけれども、ちょっと交通整理いたしますけれども、現在その市行政としては図書館をやめるという議論は全く出ていないということです。それで、田平委員はまた一つの強い極端な意見なわけだけれども、例えば、何しろ私も何か言いたいです。田平委員が言う方向の趣旨で。どう言うかということなのだけれども、やっぱり図書館法に基づいた公の図書館の生涯学習というのは市川市としてはその部分はもし曲がらないという事務局の主張でしょう。そしたら、そこが結局金食い虫なわけだから、縮小せざるを得ないでしょう。だから、先ほど木村委員もおっしゃった、そこはそこで縮小して、それでそれにかわるものとして、例えば指定管理者ツタヤ方式を導入して、それで分けられないかと言っているけれども、もう実行できるかどうかはともかく、分けませんか。だから、今事務局のほうで図書館をやめるということは、これはこれで田平委員に言わせると頭がかたいということなのだけれども、とりあえず市川市としてあり得ないと言っているのです。

○田平委員

それを变えるのが意見であって、そこに提言しているわけで、それで変わるかもしれない。言うべきですよ。それをあなたが拒否する権限はないよ。

○栗林会長

その議論はちょっと置いておいて。いずれにしても図書館のコストを下げたいのです。だから、まず図書館のコストを下げたいということを前面に出して、その手法として図書館法に縛られている図書館の部分、このコスト何とかして減らせないかと。と同時に、市民サービスへのベネフィットを維持できないかと。

そこで、生涯学習、図書館に変わる部分ですよ、変わる部分をそれぞれDVDとかCDの貸し出しとか、そういうスターボックスを入れるとかそういうことだと思うけれども、それぞれ人が集まるようなところにするという意味で、そのいわゆる他の自治体で行われているようなそういったツタヤ方式みたいな指定管理者制度を導入して、何しろ図書館法というのはあるけれども、行政全職員を挙げてコスト削減に取り組んでもらいたいというようなことを何とか盛り込むということに私としてはしたいと思うけれども、どうですか。

○高久行財政改革推進課主幹

それに関しては、問題ないと思います。それは、いろんな方法の中で田平委員から言われても全然実効性がないというふうなことになるかもしれませんが、今そういった方法で他市でやっている手法を取り入れながらやっていくという提言をいただくのは、もう全然問題ないかと思っております。

○田平委員

他市がやらなければ市川は何もしないのか。市川がまず前例をつくったらどうか。そういう発想に立ちなさいよ。

○栗林会長

そうしたら、本件ここで何とか主張をするということで、その文言に関しては……

○田平委員

それはお任せしますよ。

○栗林会長

そうはいつでも、少しいわゆるとがったものにしましょうよ。だから、フィージビリティは、ちょっと置いておいて。やっぱり言い続けなければだめなので、そのための市政戦略会議ですから。何しろ言うていくということです。それで、もっと言うと、これも私が言うことではないのだけれども、図書館法変えなければだめだよ。だって、もうあれ陳腐化しているのだから。

○田平委員

ただ、それが時間がかかってしまうので、法律の枠外に持って行ってしまおうと。

○栗林会長

それでは、ある程度なるべく強い表現でコスト削減、図書館法があるけれども、何とかコスト削減ということを何とか盛り込むという方向にしましょう。

それと、次ですけれども、あと田平委員から出ているところで、強くここを変えたいと

というようなことは特にもうなかったですか。

○田平委員

もうその具体的な案は、附帯意見、6ページのこの意見だってどちらかというと附帯意見的なものです。具体的に実行するときどうなのだということ。それから、最後の8ページ目もやっぱりこれが限界かな。しかし、もっとやっぱり何かしたいねということで。

○栗林会長

わかりました。そうすると、田平委員のところを意見総括しますと、図書館のことだけは絶対曲がらぬと。これは、委員会の過半の議論として何としても入れてほしいということでありまして、何とかある程度入れるというようなことで、反対意見はないですね。反対意見はありますか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○栗林会長

そうしたら、その他のことはまた再度長時間やりますけれども、申し訳ないけれども、附帯意見のほうへ極力入れさせていただくと。

○田平委員

はい、わかりました。

○栗林会長

わかりました。

それでは、引き続き資料2を見ていきたいと思っておりますけれども、2ページの最初のところからどなたですか、ご意見出された方。どうぞお願いします。

○大矢野委員

全体としてこの答申案で思ったことなのですけれども、市長から何らかの諮問が来たわけですけれども、その質問に答えるべきだと思うのです。一番大きなことというのが、将来このままだと困りますよ、どうにか知恵を絞ってくださいというのが市長から来た質問だと思うのです。ですから、それにはちゃんと現状と課題というのがあるのだったら、将来我々はこういう将来を目指しますよというのがあって、初めて質問に答えられるのだと思います。

細かいことを言うと、現状というのは例えば今までも話が出てきていますけれども、その高度経済成長の波にわっと乗って、そのときにつくった施策というのはそのまま生き続けているので、これは将来持ちませんよと。将来は、高齢化社会というのは市川市だけ逃れられる話ではないので必ずやってきますと。それに向けて、我々は今から準備しましょうということなので、必ずその将来を見越したその答申案を出さなければ答申にならないと思うのです。というわけで、現状、課題と来たら、将来を1つ入れたいということが僕の意見です。

もう一つしか出していないのですけれども、6ページの3のところです。やっぱりこの答申を出すに当たって、問題というのは何だったかということ、このまま行くとお金なくなりますよ。納税をしてくれる人口も減ってしまうので、お金なくなってしまうですよ、困ってしまいますねというのが質問だったわけだから、そうするとお金がなくなる原因というのが今の施策というか、今やっていることにあるのだとして、我々が知恵を絞って、例えば自転車の駐輪場を有料化しましょうねとかいう話になるわけです。そしたら、それを1回お金の話に戻して、これこれ、こういったことをやるとこのまま行くと、何円の手

字だったやつがこれぐらい縮小できますよというところまで話を戻さないと質問に答えたことにならないと思うのです。

ですから、ここら辺で書いてあることというのは、もう一回お金に戻して、幾ら減るから少し悲惨な将来から逃げられますねとかいうようなことを、最終的にお金の言葉で量らないといけないのだと思います。駐輪場については、有料化するとどうなるという話があるので、それをそのままやれば良いと思うのですけれども、今話があったその図書館というのは、この間僕もお話ししましたけれども、では、大矢野、おまえがやれと。紙のメディアではなくてデジタルメディアでやれという話があったときに、今あれすごい面倒くさいのです。非常に過渡期にあって、どれを信じていいのかわからないような。デジタルメディアにした途端に国の法律ではなくて、世界中の法律が関係してきたりするので非常に面倒くさいのです。そういうのはやっぱり答えが出ないのだと思うのです。その場合には、図書館の人たちはそこら辺のプロなのだから、これから幾ら足りなくなるのだから幾ら減らしてくださいね。やり方はあなたたち考えてくださいぐらい言ってもいいのではないかと思います。

図書館法の中で市の収入のうち何%使わなければいけないとかいうのは、ほとんど書いていないはずですが。だから、我々がこれをやって、あれをやってということが何らかの法律に違反するというのでその方策をやらしてもらえないのであれば、そうではなくてお金これだけ足りなくなるから図書館ここまで抑えてくださいというようなのを提言に入れるのではないかと思います。

それは、何を言っているのかということ、最終的に我々はお金が足りなくなるといったことで議論を始めたわけだから、その具体的な方策が思い浮かばなかったとしても、お金はこれだけ減らしてくださいと言書いておくのが。やり方は、メディアのほうに考えてもらいましょう。そんなに我々の言うことに何か文句あるのだったら、ということだと思います。僕ネットワーク専門ですけれども、そのネットワークのプロがネットワークに逃げようとしたらすごいへ理屈こねますからね。ではなくて、これこれでやってくださいと。そうしないと財政破綻してしまいますよということ、我々が提言するところで抑えておいてもいいのではないかと思います。

ちょっといろいろ言いましたけれども、経営効率化の話をしているということは、結局お金の話をしているわけだから、最終的に金額ベースで答えを出さないと答申にならないのではないかと思います。

○栗林会長

さて、大矢野委員のプロポーザルをどのように取り込むかということをお諮りしますが、まず目次の1、皆さん3ページ見ていただいて、答申のほうですね。現状課題と来ているので、目指すべき未来、将来像を追加すべきであるということですが。このところどうですか、ご意見ございますか。

○木村委員

確かに現状、課題というのが1番目のところにあるのですけれども、そのうちの審議でこういうように提言しますよというのが、逆に将来の姿とかこういうようにやるべきだという全体をあらわしているのではないですか。逆に、それをエッセンスとしてまとめて書くというのなら、そういう書き方もあるかと思う。

○栗林会長

ほかにご意見どうでしょう。入れたほうが良い、いや、必要ないというようなことですが。平田委員、どうぞ。

○平田委員

大矢野委員のおっしゃることは非常によくわかるのですけれども、事務方のほうで現実問題として、これだけの経営効率化を実行したときに、赤字をどのくらい減らせるという具体的な数字を試算がきちんとできるかどうかという、そこは結構大きな作業になるのではないかなと思う。できればもちろん大矢野委員のおっしゃるように出さなければいいけれども、ということです。

○栗林会長

その作業というのは、やっぱり多分困難だと思うのです。そこで、例えばですけれども、その具体的な数字の策定を至急することを強く求めると。一步後退してしまいますけれども。それは、書いたほうがいいです。それ、我々で作業できることではないし、要するに我々のこの提言をやったら、一体幾ら削減になるのかということのを至急やってくださいということ強く訴えましょうよ。それは言ったほうがいいです。

○大矢野委員

いろいろ面倒くさいところは確かにあると思うのですけれども、例えば実際駐輪場を使っている人の人数はわかっているわけだから、これ何人で、だったら幾らになりますというのは、エクセルさんにお問い合わせすればすぐ計算してくれますよね。あと、その公民館の利用料というのも、これも今いる人たちが減らなかったとすると幾らになりますよというのは、計算できますよね。せめてそれぐらいはないとダメなのではないかと思うのです。

○栗林会長

そうすると、今のご提案は、全部は到底無理だけれども、非常にデータがすっきりしている例えば駐輪場等の、駐輪場を例に挙げると、我々いっぱい言ったけれども、駐輪場のことをやってくれたけれども、こうなるのだよということぐらい言ったほうがいいのではないかということです。駐輪場のデータというのは、出ますよね。

○田平委員

ちゃんとやれば、1億円ぐらい増収になりますから。

○栗林会長

そうしたら、例示として経営効率化の提言、これだけ我々してきたと。この中で最も数字が見やすい駐輪場を例にとりますと、我々の提言を実行すれば幾ら、幾らになりますと。これだけ入れることにしましょうか。事務局のほうでも入れられるということであろうなずかれていますので。ほかにご意見いかがですか。

○田平委員

そう、それで余りそれが具体的に本当に精緻である必要はない。大体、雑駁の、気合の部分を入れる。気合の数字を入れると説得力ありますから。

○栗林会長

反対意見ありますか。木村さんも、それはいいですよ。

○木村委員

いいです。

○栗林会長

それでは入れると。駐輪場のみ、具体的な数字を、例示するようになりますよということ

とを入れるということ。その次に将来像を書くべきだというのはどうしますか。大矢野さん、皆さんのアゲンスト聞いてどんなイメージですか。

○大矢野委員

1つ公民館の計算が出ていますよね、大きいところの。

○栗林会長

そうすると、公民館と駐輪場の2つを入れると。では、数字の例示はその2つをすることにしてしまいませんか。

○大矢野委員

目次に入れるかどうかということなのですが、問題を解くときには基本的には問題は何かという問題をはっきりさせないと、実は問題解いたことにならないのです。課題に書いてあるだろうと、解き方の中にそれは出ているだろうというのは、問題解いたことにならないので、今回何がなくても本当はこうあるべきだということを先に持っていくべきだと思うのです。例えば現状が悪くたって、ではこのまま何か破綻してもいいよというのだったら、この現状の問題は問題にならないわけです。国にお任せしようというのであれば、何の問題も残らないのだけれども、我々が健全な市川市を目指そうとしているのであれば、当然このことは課題になると。問題に対して課題が成立しているわけだから、将来像は書くべきだと僕は思います。

○栗林会長

大矢野委員のおっしゃることは、私も彼も研究者なのでよくわかるのです。これについては、ちょっと考えさせてもらいたい。というのは、大矢野委員の発言は5として将来像、目標を掲げるのだけれども、こうなるためには2、3、4があるということを行ったほうが良いということを行っているのです。学術論文でよくそういうふうには当然書くので。大矢野委員の言うことも視野に入れて、かつ重複もしないように、2、3、4、5で挙げていることのエッセンスを少し盛り込むようにちょっと考えてみたい。

○青山委員

私、気になっているのですけれども、会長の「はじめに」が空欄になっているのです。

○栗林会長

これ、まだ書いていないので。

○青山委員

本当に現状の課題ということと未来像という言葉に関しては、そういうことをやってきたということを会長自身がここへ語って入るのではないかなと。僕はやっぱりエッセンスがここに入るのかなと期待しているのですけれども。

○栗林会長

それは、ここにも入りますよね。だから、ある程度重複もしますけれども。ありがとうございます。

それでは、進めたいと思います。審議事項1についてというところは、どなたからですか。幸前さん、どうぞ。

○幸前委員

1ページの下の方の審議事項①についての1番の私なのですが、9ページの真ん中の

ところの行政の社会的責任というところの項目のところなのですけれども、意味がちょっとわかりにくかったのが、2行目の各種法令等に設立された施設であったり、民間事業者では代替できない施設等については、経営意識の要素と相反する部分があっても丁寧に検証しなければいけないというところ。経営意識の要素と相反した場合、この経営意識の要素を相反しても取り入れて検証するべきだと言っているのか、この「丁寧に」という意味がちょっとわからなくて。相反した場合は、経営要素は取り入れなくていいのか、とらわれたほうがいいのか。理解不足で申しわけなのですけれども。何かちょっとわかりにくい文章だったなという感想でした。

○栗林会長

そのところで区切って解説をお願いします。

○高久行財政改革推進課主幹

この部分について2つの意味で取れるとのことですが、後段の意味で、経営意識の要素にとらわれないでもいいという意味ということになります。評価に当たっては、総合的な見地から見ていきましょうということです。例えば経営意識の代表的なものが財政状況ということだと思ふのです。例えば箱物が周りに公共施設が全くなくて、その地域における防災上の重要拠点となっているような場合は、財政面だけではなく、そうした防災機能について行政の社会的責任として評価すべきだろうという、そういう意味のことです。

○栗林会長

どうぞ幸前さん。

○幸前委員

ありがとうございます。でも、何かちょっとそれが私は逆にそういう例えば地域の、福祉の場合なんかそういう施設が多いと思うのですけれども、逆にそういう経営効率で考えると全く経営効率は悪いけれども、さっきのベネフィットみたいなところで必要だからというのとらわれなくていいという意味なのですけれども、何かそういうところにもメスを入れていったほうがいいのかというふうにとって、その「丁寧に」という意味を本来なら損得勘定でどうこう言えない場所でもやっぱり経営意識という要素は入れたほうがいいのかというふうにとってしまったのですけれども。

○栗林会長

そうすると、幸前委員、具体的にどんなふうにしたらいいですか。

○幸前委員

何かもっとわかりやすい言葉で、先ほどその説明していただいたように、経営効率だけでは考えられない部分もあるとか。

○田平委員

要するに日本語というのは、一番最後が重要なのです。Not A but BでBが大事。要するに、評価の要素に加えるべきであるとして書いてあるのだけれども、この文書に。しかしながら、やはり経営効率というか、やっぱり赤字の削減を一生懸命追求すべきであるというふうな文章にすれば。そうすると、日本語が一番最後が大切ですから、そういうふうにするのではないのでしょうか。

○栗林会長

これに関しては、少し文章を練り直すということにしましょう。要するにどうやら非常

に真意が伝わりづらいということで、少し。幸前さんのおっしゃることよくわかったし、書き直すことにしましょう。幸前さん、引き続きご自分のところ、どうぞ。

○幸前委員

では次の2ページの1番も私です。ここは先ほど田平委員さんおっしゃった図書館にちょっと似ているのですけれども、いわゆる図書館も老人いこいの家も公民館もそれぞれの法律に沿ってつくられている。特に私がこだわっているのは、公民館なのですけれども、公民館は、社会教育法によってつくられている施設であって、前回の担当課の説明にもあったのですけれども、社会教育法では主催講座と登録サークルに対する施設提供が公民館で行われる事業とされているということです。

私たちがこういうふうを使うといいなと考えている地域の人が集まる場所として公民館を利用するというのは、公民館法では想定外の話で、私たちがよくサークル登録に、名簿に登録している人ではない人が使っていることに対して文句を言われるのは、もう向こうの職員としては当たり前の仕事をきちんとやられている。むしろ私たちの使い方が社会教育法からは、外れているということになっているので、このままだと公民館の意味がなくなってしまうのではないかと。

私、ずっと子育てサークルの立ち上げとかいろいろやってきているのですけれども、私が子育てしていた20年ぐらい前は、10人集まればグループをつくって何かしようという流れになっていたのです。その10人のグループでサークル化していろんなことに取り組むような世代なのですけれども、今は逆に10人集まってグループ化はしないのです。テーマで、このテーマで例えばお買い物行って食事をするのは、このメンバーと。ちょっと難しい、真面目な勉強するのは、このメンバーと。そのとき、そのときで気の合う仲間を取っかえ引っかえしながら、個々で皆さん動くようになってきているので、むしろそういう若い方、お母さんたちの様子を見てみると、それこそ先ほどの話に出た図書館法が古いというのと一緒で、社会教育法自体がもう今の時代に合っていないかなと。ちょっと公民館の正しい使い方自体が市川市、市川市だけではないけれども、この今の若い世代には合っていないかな。

だから、登録サークルとして登録できた方がお教室のように、カルチャーセンターのように使っていても、そちらのほうがむしろ正しい使い方であって、私たちみたいに地域が誰でもその日の気分でちょっとお邪魔をするという使い方自体が間違っているとすると、便益向上策などのいろんなアイデアを出しても、それは法から外れてしまいますとなるので、むしろ公民館という名前をやめて、今コミュニティーセンターとか片仮名が嫌だったら地域拠点でもいいと思うし、むしろ今市川市にもある地域ふれあい館のほうがよっぽど使いやすい形になっているかなと思う。

逆に、あと後半に書いてあるのが、前日違う会議でも参加者の方がこの料金がアップすることに対してのご意見を言っておられたのですけれども、申し込み時期の1カ月前ぐらいしかないと言約がとれないとなると、ある講座を開いてPRしてと思うと、半年前ぐらいには会場設定をしたいのですけれども、それすら無理という、すごく使い勝手が悪い部分があります。あと公民館とか市民談話室とか、勤労福祉センターとかいろいろあるので、所管が違って全部登録番号が違うので、一々その館の登録番号で申し込んでという。ネットでやるのも、すごく手間がかかるので、できればその貸し館業務を1個まとめてしまつて全部一つの登録番号で、貸し館の貸し借りに関するの、それこそ指定管理か何かで全部委託にしまつて1個にまとめるという方法もあるのかなと。利用者が使いやすくなれば、多少料金が上がっても利用者はちょっとここの部分とここの部分は使いやすくなりましたよというごまかしがきくかなという思いを書きました。

あと4番のほうが、5ページの2番なのですけれども、ちょっとデータの可視化なんかは、年間の利用状況、稼働率なんかは、ホームページで誰でも見られるようにしてほしいなど。よくある公民館なんかはすごくいっぱいなので登録団体、この間もちょっとサーク

ル立ち上げようとして電話したら、うちの館ではないところで登録してくださいと言われてたというお話もあったのですが、混んでいる公民館なんかは新しい登録団体を受け付けなかったりするのですが、それでも稼働率50%ぐらいなのです。だから、空いていないわけではないので、その辺も可視化できるといいなと思いました。

2番の目標の設定なのですが、よく市、いろんな計画の目標というのが、何でこの目標だろうか、何でこの数値なのだろうというのが多いので、もう少し説明できるような目標にしてほしいということと、あと設置目的の再検証のところは先ほど話したとおりに一緒に、今の時代に合った利用の仕方というか設置目的をつくってほしいなと。

あと、最後の4番の市の職員の意識改革、意識改革とちょっと違うかと思うのですが、すごく職員の方にマイナスの、何かとても覇気がないというか、特に正職員をどんどん人員削減で嘱託にしている部分があって、嘱託には任せられないから決まったことをやってくださいという感じなのですが、皆さんすごく独創性、アイデア的なものが少なく、もうあれもだめ、これもだめ、文句を言われぬようにどんどん、どんどんかたくなっておもしろみがないのです。公民館使っていても本当におもしろみがないので、そういうところが、何か逆にコスト削減といって、言えば言うほどマイナスになっていくのだったら、もう市川は本当におもしろくないまちになってしまうので、逆に前向きな取り組みをしている、頑張っている人にはお給料をばんっと上げるとか、何かそういう。もう少し何か楽しそうに働けるような、何か工夫が入れれるといいなと思いました。

○栗林会長

ありがとうございます。

それでは、幸前委員に具体的に今お聞きしたのですが、再度いくつかのところをどうしても直したい、入れたいということですが、まず最初の論点のこの施設の名称を変えることも検討するということなのですが、これ再度施設の名称を変えると、何がどうよくなるのですか。

ちょっと一回聞いたのだけれども、もう一回。単に看板をかけかえるだけでそんなによくなるのかなということ、もうちょっと説明してくれますか。

○幸前委員

そうですね、いわゆる公民館だったら社会教育法で縛られている部分が、公民館という名前をとれば、その社会教育法というのはくっついてこない。老人いこいの家でもそうですよね。国の要綱に縛られて条例で60歳以下は入れないとなっているのです。そこで、老人いこいの家はやめて、いわゆる地域ふれあい館とか地域拠点とか何とか館とかにすれば、若い人も入れるし、交流ができると、そういうところです。

○栗林会長

今のところの解釈なのだけれども、税金というのは実質課税で、看板かけかえてもだめなのです。中身の取り引きがそうであれば、看板かけかえようが、契約書の名前を変えようが全然だめなのね。今の話ですが、名前変えると法令から外れるのですか。どうですか、事務局のほうで。

○高久行財政改革推進課主幹

今言われておりますように、実質的に変わり法的根拠が変わるのであれば、財産処分などがされますので、変わります。

○栗林会長

いや、そうではなくて、運営母体、運営方法が全く変わらなくて、公民館というのをコミュニティセンターと看板をかけかえるだけで、この法律を外れるのですかというの

会長の質問なのです。

○高久行財政改革推進課主幹

外れません。施設を別なものに変える場合は、補助金をもらって建てておりますので、公民館の部分を作る時に補助金をもらって、通常60年間そこを財産処分をしてはいけませんよというふうになります。借金をしたりとかしていますから。今は10年間でそれはオーケーというふうになっております。10年間でその全く別なものに変えるためには県や国のほうに、また財務局というところに報告・相談して、そして変えていくという形になってまいります。そういうふうになると、全く法律に関係ないものになっていくというものでございます。

○田平委員

役人に、そんな変えられますかといったら、できないと言うに決まっているのだから、やるようにどうやったらいいか考えようと言わなければ会長、だめではないですか。

○栗林会長

そうですか。

○田平委員

そうですよ。ただ、できない理由言うに決まっています。

○栗林会長

なるほど。そういったご意見いただきましたけれども、このところ取り扱いどうしましょうか。古瀬委員、どうぞ。

○古瀬委員

この意見要約の資料の今の幸前委員が話した2ページの、続いて3ページの一番上が私なのですが、私も幸前委員とほとんど同意見です。私がこの答申案読んで感じたのは、公民館に関して施設提供事業という部分に非常に着眼しているのですが、実際には公民館行ってみたり、私も利用したりして、あるいはこの会議の中でも幸前委員がこの議論をするときに、当初に言ったように、何か非常にNPO法人とかなんかが借りづらいつらいつらというのがあって、実際に公民館の内容はそういうことで。ただ、幸前委員が指摘した中で、たしか社会教育法の22条に1号から6号とあるのですが、6号に住民の集会及びとあったか、それからその他公共的利用に供することというのがたしかあって、その前段階に主催講座とかなんとかいろいろあるのです。本来公民館というのは、私が思うに、別に社会教育だけに限定されないで、こういう住民の集会や何かも法律でもうたっているのだけれども、なぜこういうふうに変更してきてしまったかという、どこの市町村とかもそうなのですが、公民館は教育委員会が持っています。教育委員会の所掌でやって、そうするとどうしても教育というか、講座を開くとかそっちのほうに行ってしまうと、住民の集会とか、例えば民生委員の集会とか、あるいはNPOさんがするとか、町内自治会が利用するというのがどっかで追いやられてしまっているというふうに思うのです。だから、この部分というのは、やっぱりこの答申案の中でも触れたいなと思ひまして3ページの上のほうにちょっと書いたのです。

○栗林会長

お二人の方からこういう意見が出ていますし、至極もつともです。これ入れましょう。結局こういうことですね。今、法規の縛りによって、要するに使いたいことに使えない状況になっていると、そういうことでしょう。だから、それを弾力的に拡大解釈して、文言は

ともかく要するに使いたい人が使えるようにすべきであると。これ、提言ですから。そういうふうに出審議会としては入れるということにしたいと思います。結局、だって稼働率100%に至っていないわけでしょう。だから、空いていたら使いたい人に使わせたらいいではないですか。有料なのだし。

○田平委員

そう。それとさっき幸前さんが言われた利用しやすくなれば、料金のアップはある程度は納得してもらえると、これもキーワードです。

○田口副会長

もっともだと思います。先ほど、決して事務局のほうの肩を持つわけではないですけども、いろいろできない理由は当然あるかと思うのですけれども、実態がもっと法律の枠を超えるという意味に、本当に弾力的な運用というのは市民の目線からすると当然だと思うので、そういうところは本当に我々としてはその織り込めればというふうに思います。いろいろと改革というのはいろいろ大変だというふうに思いますけれども、そこを織り込んで我々のほうで織り込めればいいなというふうに思っております。

○高久行財政改革推進課主幹

会長、済みません、一言つけ加えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○栗林会長

どうぞ。

○高久行財政改革推進課主幹

先ほど公民館の使い方、社会教育事業に特化して使いづらいということがございましたけれども、実質的にロビー的な、サロンのものとか、ロビーで使っているというのは実際にございます。今、市民の方々が談話するスペースとしてロビーなどに椅子やテーブルを置いて活動前の活動、憩いの場、語らいの場としてやっているのが16館の中11館ほどございます。それで福祉関係で、地域福祉ケアシステムというのがございまして、これは石橋委員もよくご存じだと思うのですが、自由に出入りをして相談事業を行っていくというような。これは、高齢者が自由に出入りしてサロンのものをやっている。これが8館、公民館ほどございます。こういうのも今現状であるということだけちょっとご認識いただきたいと思っております。

○栗林会長

そうはいつでも、不満も出ていると。だから、何しろ希望者は極力使えるように。それと同時に我々がかつて提言した料金アップということと抱き合わせでぜひ便宜を図ってもらいたいと。そういう方向で加筆するというにいたしましょう。

では、幸前委員、その件はそういったことで前向きに入れることにして、ほかにもご意見あったでしょう。再度言ってくれます。ここをこうしてほしいということを追加で。

○幸前委員

ちょっと表現の仕方がわからないのですけれども、5ページの4番のところの、もう少し意識改革というのを具体的にどういうふうに入れるのかなと思いつながら書いていたのですけれども、何かすごく表現がよく思いつかないのですけれども。プラスになると、よりよい市川市を目指してみたいな、前向きな表現が入るといいなと思えました。

- 田平委員
会長、意見よろしいですか。
- 栗林会長
はい、どうぞ。
- 田平委員
これ6ページの私の意見と結構似ているところあるのです。やっぱり、大原理なような形に今回はしておいて、そして次の建議の1項目としてやったらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- 栗林会長
幸前委員、いかがですか。
- 幸前委員
いいと思います。
- 栗林会長
それでは、極力皆さんに寄せられた意見は、本文採用にならなかったところは附帯意見に極力載せて、それで次へ次へつなげるという方向で。
幸前委員、あとさらに追加でございますか。大体網羅しました。
- 幸前委員
大体そんな感じです。
- 栗林会長
ありがとうございます。
それでは、また1ページに戻りまして大分消化してきたのですが、2ページの3番の市民全体の負担の公平化について、加藤委員どうぞ。
- 加藤委員
本文のほうの11ページのところです。市民全体の負担の公平化というところで期待がされているかと思いますが、答申案の内容が、ある施設に特化して利用している人と利用していない人の公平感を保つような文書になっているのですが、やっぱりある施設に特化していると、100かゼロでないと公平感というのは保たれないのではないかなと思っております。公平感を保つには、やっぱり行政のサービス全体をとらえて比較をしていかないと、市民の方々の公平だと納得感というのは得られないのではないかというふうに思っておりますので、できればその施設に特化した比較ではなくて、行政のサービ全体を網羅したような市民がわかるような比較が必要になってくるのではないかなと思っております。
意見の集約のページ数で行きますと、4ページの[6]が私の意見です。こちらのほうは、正当な、今回どうなるかわかりませんが、施設が運営されていく中で目的を検証していくというような答申になっておりますので、今後正当な目的を持って運営されていく施設というものは、利用料金が適正化、有料化されるということはもっともだというふうに思っておりますが、それが引き金になって利用率の低下になると。ひいては、採算が合わなくなるというような悪循環になるようなことは避けるべきだというふうに思っておりますので、利用率の拡大みたいなものも掲げていったほうが好循環に回っていくような取り組みになるのではないかなというふうに感じております。
また、記載の中でわかりやすさの観点からということですが、コスト削減という部分も

ありますので、既存の利用料であったり、民間との利用料の比較みたいなものが形成できるのであれば、そうしたものを形成すると読み手にはわかりやすく納得感がある文章になるのではないかなというふうに思っております。

あと15ページですが、15ページの上から2行目の最後のほうなのですけれども、現在の手順をもう一度丁寧に見直して職員数の削減を進めていく必要があるということであり、効率化の中には職員数の削減というものは必要だというものは理解はしているものの、削減方法というところでは、雇用に関しては、労働界を代表してということであれば、最も重要な部分でありますので、その削減の方法というものがこの文章では読み取れないものですから、安心して働く環境をとということにおいては配置転換であったり、そういうものであれば短期的な視点でコスト削減というのは納得感があるとは思いますが、その辺がどういう意図でこの削減とうたわれているのかをお伺いしたいなというふうに思っております。

最後になりますが、意見の要約書の7ページの7でございまして。こちらのほうは、実効性のある取り組みということではありますが、やっぱり市民に興味を持ってもらうような施策展開が必要だというふうに思いますし、多くの利用者、または職員の方々が納得できるようなことが必要だというふうに思っております。そういったことは、ひいては市川に住み続けたいとか、市川市で働き続けたいというような思いになるのではないかなというふうに思っておりますので、そういったところを少し期待できるとより実効性というか、やる気の起きるものになるのではないかなというふうに思っております。改革後のイメージが持てるような記載があるといいかなというふうに思っております。厳しい改革になりますので、誰もがちょっと遠ざかるころはあると思いますが、その先には明るい未来、将来が待っているのだということをお伺いしたければ、職員の方もやる気を持って改革に臨めるのではないかなというふうに思っております。

○栗林会長

とりわけ、加藤さんの場合ご説明もありましたけれども、15ページの職員数の削減を進めると短絡的に書かれているということで、その方法と配置転換と入れるとかという、そういったご提案ありますけれども、どうでしょうご意見どなたかありますか。

確かに労働法に基づく雇用の保障という問題もあるわけだから、単純に職員削減、削減というわけにももちろんいかないと思うし、必要な職員数でやるということだから、雇用が保障されるのだから配置転換するとか、何か文言置きかえになりますか。

○青山委員

削減という言葉は残しておきたいのです。インパクトがあるから。

○栗林会長

そしたら、雇用の保障ということをお担保しつつ削減すると。文言はともかく。少しこのところ考えるということにしましょう。それと、今網羅的なご意見いただきましたけれども、加藤委員、強いて言えばあとどこをどのように直したいご希望がございましてか。今のところはそのように少し考えますので。

○加藤委員

強いて言えばということであれば、一番最初に言いました11ページのその市民全体の負担感の公平化というところで、施設に特化した考え方ではなくて行政の全体のサービスをわかるような仕組みが必要ではないかなと。

○栗林会長

こうしましょうか。これは、いずれにしても諮問、答申が公の施設の話なので、ここは

このままで、今の意見は、附帯意見に入れるということにしましょう。こういうミクロ的なシェア、短絡的だけではなくて全体で見なければだめだと。それ、附帯意見に入れるということにさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。大分進んできたと同時に時間も押してまいりまして、資料の2でいきますと、3ページの4番からです。平田委員、お願いします。

○平田委員

3ページの書いてあるとおりなのですが。この答申案の14ページに付帯施設の有効活用、これは収入増加策ということなのですが、そこに積極的に自動販売機の設置をふやしたり、ネーミングライツを利用したりというふうにありますけれども、そこに追加的に市役所の庁舎入り口マットへの市内企業広告、それから市内企業の広告ボードの設置を追加してはどうかということなのですが、今日改めて見てきましたら、市役所の入り口のマットにちゃんと市内の企業の広告が載っていました。だから、さすがだと思って。その分は、だからカットしてもいいと思います。

ただ、市内企業の広告ボードの設置というのが、最近ちょっと大きい市でははやりになっていまして、随分、畳1畳ぐらいのボードに市内企業がわんさかあって、市役所のことをいろいろ宣伝したり。要するに言いたいのは、市役所というのは市民と市内の企業によって支えられていると。非常に市役所と市民、ないし市内の企業等の関係が良好な感じを受けるのです。非常にその辺が進んでいると思うのは柏市役所で、そこに行くともうその辺がすごいのです。だから、市川市も収入増加策でその辺も一ひねりしたほうがよろしいのではないかとということです。

それが1つと、あとは私の意見は、これ意見のところの、6ページのところの一番下の5です。公共施設の一元的な管理、一層の効率的な利用や資産総量の最適化等のためにも、これ専任部署と書いてありますけれども、私の提言は専担部署です。専担部署の新設を検討していくと。現状は、この公共施設の管理について、本市は各所管部署で、言うならば、悪く言えばばらばらに管理あされているということで、例えば予算の要求をするときは一本化できていなくてばらばらだということ。そのあたりを新しい組織をつくったほうがいいのではないかとということです。もう既に千葉県内でも新しい組織をつくっている市を紹介すると佐倉市役所なんか平成19年にもう既にこういう専担の公共施設を管理する部署がありますし、千葉市役所でも3年前の平成23年の4月に財政局の中に資産経営部という先端の部署があって、一元的に公共施設を管理していると。そのほうがいろんな意味で、例えば公共施設に関するデータベースを集約したりとか、データを市民にわかりやすいように公開するとか、資産をこの概要を整理して資産カルテをつくって市民に一般公開すると。非常に市民にわかりやすい、透明性の高いような形に管理すべきではないかという意味でも、専担の組織をつくったら非常によろしいのではないかとことです。

○栗林会長

そのところだけご意見を伺ってしまいたいのですが、現在いわゆる縦割りになっているわけで、それを一つのところで新設すべきであるという意見。これどうですか、皆さん取り入れたほうがいいのかと思いますけれども、反対意見ありますか。何か言いたいことありますか。

○大平行財政改革推進課主任

行革の大平でございます。まさに平田委員のご指摘のとおりで、市川市においても公共施設の老朽化ですとか、創設からかなりの時間がたっているということで、日本全国の自治体と同じように大きな問題になっております。来年度、平成26年度におきましては、財政部の管財課という中に公共施設マネジメント担当室という専任の部署を置きまして、ま

さに平田委員のご指摘と同じように、BIMMSというシステムを使って公共施設の修繕ですとか、そういったものを一元的に管理して、これからの市川市が目指すべきその公共施設のマネジメントを、そこがリーダーとなってやっていくという部署を創設する予定でございます。

○栗林会長

平田委員、そういったこと計画しているということでございますけれども、さらにコメントをお願いします。

○平田委員

室ぐらいでいいのかなとか、ちょっとその辺はわかりませんが、組織を余り大きくしてもしょうがないですから、それよりちゃんと市民が納得するような公共施設の管理が最適化できれば、それはそれでいいと思います。

○栗林会長

予定もしているということですし、重複するかもしれませんが、より強く求めるということでこういう文言を入れましょう。予定していますということであれば、なおさらいいし、それを確実なものにする。さらに、強固に効率的に運営してほしいということでしたよね。これ入れるということにしたいと思います。

それと、まだご発言ありますけれども、先ほどの市内企業の広告ボードも無条件で入れましょう。何ら反対意見ありますか。入れたほうがいいですよ。これも入れるということにしたいと思います。

○平田委員

最後は、3つ目ですけれども、意見の8ページの一番下の3のところ。これは、会長、副会長、事務局でよく練ってつくられたので、全体として私非常にまとまっていると思うのですが、そこに書いておりますように、「強く提言する」というのが、9ページ、13ページ、14ページ、19ページで同じ表現が4カ所あって、14ページには強く求めるとか、23ページには強く望むとか、何か強くが連発されているので、気持ち、思いとしては、私自身も強く提言するわけですが、余り同じ表現が続くと余り強く感じなくなるなということで、表現をちょっと工夫されたほうがよろしいのではないかなと。

○栗林会長

ありがとうございます。このところ少し練り直して、ここはというところだけに「強く」と入れましょう。これは、学術論文もそうなのですが、ずっと書いていますとインパクトなくなってしまうので、ここというところに入れるということに直したいと思います。

どんどん行きたいと思います。次いで、ご発言のないところとしては、4ページですか。この図書館の提言というところ。木村委員、お願いします。

○木村委員

まず、答申案に対する意見要約の4ページの5番、図書館の提言というのが本体の16ページにあります。「機能の縮小」と書いてあるのですが、どちらかというところで挙げているのは、いろいろ機能の縮小したいという意見もありますけれども、機能集約するというのが1つかと思うので、縮小というよりは、私個人としては機能の集約とネットワークというような形に。ネットワークの充実化という形にしたほうが内容としては合っているのではないかと思うのですが。

16ページの図書館の一番最初の見出しです。

先ほど生涯教育云々というのありましたけれども、私も大事だと思うので。ただ、時代のトレンドに合っていないというところがあるので、そのところはちゃんとやってほしいということです。

それから、4の「実効性を高めるための方策」についてというところは、7ページの6番。私、大筋この4つでいいと思うのですけれども、1番目の後半のところはデータの可視化で終わっているのですけれども、とにかく庁内だろうが、庁外だろうが、共有化だとか一元化という形でデータがみんなが見れるような形にしないとまずいと思うので、そこまで入れてほしい。それから、4番のところで、部署の組織間の連携強化と書いてありますけれども、どっちかというところ、そこも一元的に管理できるような、さっき組織改正するみたいな話ありましたけれども、そういう強力に取りまとめるだとか、そういうところをやらないとばらばらになってしまうのではないかと、連携をしようとしたけれども、うまくいかなかったという形になるのではないかと思います。それから、データはこういうわかりやすいものにしてほしいということと、あとこの4つでいいと思うのですが、的確な保全、維持計画によって施設の長寿命化を図るといのは、今もやっていると思うのですけれども、そういうようなことがちょっと観点違いますけれども、実効性高めるためには必要なと思います。

それから、最後に5その他なのですが、9ページの4番というのが書いてあるところなのですけれども、要は市ではいろいろデータを真面目に固定資産台帳も作成しているし、原価だとか老朽化比率だとか、そういうようなものも押さえたり、公表したりしているところは、ほかの市に比べて進んでいるとは思っているのですけれども、会計的に公共施設について将来の資産更新必要額だとか、そういうようなのもこういう情報があるのだから、概算で年度別だとか、何年かの年度大別みたいな形で積み上げられると思うのです。財務書類をいろいろ公表していますけれども、それだけではなくてもっと維持管理だとか、そういう更新費用だとか、そういう必要経費も試算して、さっきの部署がやるのかもわからないのですが、公共施設全般のマネジメント計画にきちんと使ってほしい、活用してほしいと思います。

大規模な改修だとか、建てかえだとか、そういうのも仮に設定した上で、建てかえのときに施設の集約だとか、複合施設化だとか、縦割りの「核」という字、間違っていますけれども、それぞれの組織で予算を取り合うだけでなく、その次も「各」抜けていますが、各組織間でいろいろ議論して実効性ある方向性を出してほしいというように思います。

それから、あとお金の面なのですが、基金で財政調整基金以外に建設維持系の基金として、ちょっと最新のはわからないのですが、庁舎建設基金とかありますけれども、何かそれ以外余り公共施設の老朽化に対応する基金というのがぱっと見た感じでは見受けられないので、何かそういう資金的な準備というのはきちんとしておくことが必要だと思います。今でも財政的に苦しいだとか、ほかの市町村は市川よりもっと悪いとかいうようなところもあるかも知れないのですが、市として真摯に検討することが必要だと思います。

それから、次、公共施設ということなので、全く個人的な感想なのですが、昔の公共建築物というのは、市川市に限らないのですけれども、土地をぜいたくに使ったり、それから何とか建築賞をもらおうとかいう、そういうデザイン性だとか独自性だとかを重視したものが結構多くて、今の図書館を含むあの施設なんかもすごくこういうのに当てはまるようなものだと思うのですけれども、今後公共建築物をもし公共施設を新たに建設するならば市庁舎もどうなるかわからないのですけれども、建設費だとか維持費を十分考慮したものにしていきたいなというように思います。私知っている例では、都の仕事もやったので都庁舎は、デザイン的にすごくユニークだとあったのですが、雨漏りしたりしても補修しづらいとか、しづらくなのですが、あと清掃も機械的にできなくて手でやらなければならないだとか、光熱費はかかるとか、いろんなそういうデザイン性がすぐれているがゆえに維持管理だとか、そういうのにかかる経費がほかに比べてばか高いと言われているので、そういうようなの、今後公共施設をもし建設するのだったら、何か配慮してほしい

など。入れるところがないので、とりあえずその他というところへ入れさせていただきます。

○栗林会長

網羅的にありがとうございます。

それでは、お諮りしていきますけれども、16ページちょっと開いていただいて、図書館のところ、「図書館機能の縮小と貸出ネットワークの充実化」とあるのですが、集約という言葉を入れたいと。これ、すごくぴったり入るような気がするのです。したがって、例えば「図書館機能の集約・縮小と貸出ネットワークの充実化」と、集約という言葉を追加すると何かいいのではないですか。単に縮小というと、なくなっていってしまうような感じがするので、集約して、結果として縮小するということですから、「集約・縮小」としますかというのが、ご意見を受けてののですけれども、よろしいですか。何か、皆さん、うなずかれていますので。また、再度練りますけれども、そういう方向で集約という言葉を生かすということにして。

もう一つ、具体的な提案があった中で、23ページの実効性を高めるための方策というところですけども、1、各施設の現状把握とデータの可視化のところですけども、可視化、共有化、一元化としたいということですけども、これもそのほうがいいのではないですか。委員の皆様十分考えてご提案いただいているので、単なる可視化ではなくて、共有してさらに一元化するのだということで、いかがでしょう。このところ。皆さんうなずかれていますので、これも採用という方向で検討したいと思います。

そのほかにもいろいろおっしゃってくれて、木村委員、あと、ここ、ぜひこう直したいというところがあったら、追加でおっしゃってくれます。今2カ所ですけども。

○木村委員

そんなに直したいというより、附帯意見として。

○栗林会長

そうしたら、今の2カ所は直すという提案を受け入れるということにして、あと附帯意見として読み取ったところに入れる入れないというふうにしていきましょか。

それでは、どんどん時間が押してきまして、大分進みまして、今度4ページの[7]になりますか。どなたでしょうか。

○大平行財政改革推進課主任

大平です。本日ご都合によりご欠席されている杉浦委員から答申案に対するご意見をお預かりしております。

事務局で代読させていただきます。では、資料2の4ページ、[7]をごらんください。対象4施設への提言について、中央図書館の自動販売機の増加、併設カフェからの収益増加、駐車場の有料化など、それから市川第1駐輪場の有料化など、次に市川駅南公民館のように、既に複合化されている公民館もありというように、会議でこの審議の場でほぼ合意できた事例については、もう少し答申案の中に具体名、具体例を挙げたほうがよいと思えますというご意見です。

続きまして、3つあるうちの2つ目、7ページをごらんください。7ページの[8]になります。追加する方策として、実施の進捗状況の定期的な検証、それから目標設定と進捗の検証における広範な市民参加やNPOとの協働、専門家によるチェックの促進、注釈としてつまり市職員だけで全てを進めないというご意見です。

最後9ページになります。[8]番、これ答申案です。答申案の7ページの図の評価の活用のところで、一番下のほう、評価の活用の四角の中で、左上の「機能集約による施設の複合」というふうになっているのですが、ごめんなさい、これは事務局のミスでして、「複

合化」ということでちょっとオートシェイプのテキストが切れてしまっております。申しわけございません。完成版では訂正いたします。

あと、杉浦委員の最後のご意見として、全体的にもう少し具体名が入るといいように思いますというご意見でした。

○栗林会長

杉浦委員、今日ご欠席で代読していただきましたけれども、審議会で合意できた具体例を極力入れるという方向で見直しましょう。具体的なものが入ると、抽象的なものに比べて非常にわかりやすいし、かつさんざん議論してきて、だから例えば4ページですか、ここに幾つか例が挙がっていますけれども、こういったような、ほぼみんながそうだというようなことについては、なるべく具体名、具体例を入れていくということにしましょう。これ、最後の提言もそうですよね。

それと、あともう一点ですけれども、資料の2の7ページですが、実施の進捗状況、定期的な検証。これ、彼よく主張していましたよね。これも入れたほうがいいと思うし、あとの目標設定と進捗の検証における広範な何々というところですけども、これはもう入れたほうがいいですよね。皆さん、どうですか。というのは、委員の皆様、本当に考えてきていただいているので、お話聞くと、もう聞きたび、聞きたび、それ入れたほうがいいと大体になるのですが。いかがでしょう、ご意見ありますか。杉浦委員のコメント。では、これも極力反映するという方向で考えたいと思います。

それでは、多分発言から考えて青山委員ではないかと思うのですが、よろしく願います。

○青山委員

私は、4ページの下の実効性を高める方策についての1番です。プロジェクト体制化での取り組み。どちらかというと、実効性を高めるための方策というのは、この4つに挙げられている中で、おおむねこうだろうということでは把握はしています。ですけども、私は、常々実行する、した後の形になるかどうかということ非常に気にはしております。実質いろいろと行政とのいろんなことをプロジェクトやってきた経験者としてのこの項目における附帯意見という形で聞いていただいても構いません。あえてちょっと読ませていただきます。

実行とはアクションプログラムである。アクションの手前に来るのがグランドデザインであり、さらにそのためのビジョンづくりがかなめである。この一連の流れを組むにはしっかりと目標設定と期限と予算と体制を整える必要がある。欧米では、アンカーマンが長年にわたり、文字どおりアンカー、いかりをおろしてその地位に根差してしっかりと腰を据えてからみずから最終ランナーのアンカーとしての最後まで責務に携わる姿勢でとり組むということがアンカーマンと呼ばれている理由です。ゆえに、この5年や10年かけるのは当たり前でして、そこまでに取り組む姿勢と覚悟であることが重要であり、この覚悟こそ職員の意識改革にもつながるものと考えている。短期的な人事は、ルーチンワーク化するおそれがあり、重要案件にはしっかりと腰を据えた組織の強化が必須であるというところ。覚悟というよりも勇気かもしれません。一応これが私が実効性を高めるための方策の助言という形で書かせていただいています。

それと、あとその他というところですけども、1番目ですけども、協働への考え方ということで書かせていただきました。全体的に協働というと、ボランティアとかNPO団体との連携という印象がある。どうしても市と皆さんとやっているとそういう印象が高い。市民ニーズは、個人的なことだけでなく、法的な知恵や経験が重要である。行政の経営的発想が望まれている今日、企業や商工会などの経済人たちの知恵を生かさなくてはならない。今回の答申ではどうしても企業との協働という印象に欠けていると感じる。例えて言うならば、これは本当は、今週書くアンケートなんかもししていないのですけれども、

具体的に市政戦略特別事業というものを設置したらどうかという提言です。これは、国家戦略特区にちょっと似たようなものなのですけれども、企業の経験や実績からつくられた経営的な知恵を有効的に生かすには協働が必須である。しかし、通常市が企業と組むというのには、入札というみそぎが登竜門になる。知恵はいただきましたけれども、あとは入札でとなると、これではせっかくの知恵も出す気にはならなくなってしまう。行政が生かし切れていない空間や動産の活用など、民間企業にはよい知恵が豊富にある。市の改善策として企業や団体から実効性のあるよい企画や計画が出た場合には、必然的に提案者に委譲するシステムを用いることで企業などから投資や士気の高揚が期待できる。やる気ですね。無論、査定に対しては、どれでもいいというわけではなくて、広く市民や有識者などについて公明正大、透明化した中での判断をしてもらう体制づくりが肝要である。

このような意見でございます。

○栗林会長

ありがとうございました。今青山委員からご意見、コメントをいただきましたけれども、前段ですよ。これ、要はアンカーが大切であるということで、実は個人的には大変感銘を受けておまして、というのは企業というのはすごい動くのです。結局その事業が前任者がやったのでわかりませんと。これも、特に金融機関などがそういうパターンになっているのですが、どっしりと1人の人が長期的なプロジェクト、アンカーとしてくさびをおろしてくれて、かつその責任をとってくれるとすごくいいですよ。だから、これどんなふうにかこれ生かせるかですよ。人事制度に何かちょっと生かせるかどうかと。だから、担当部署の要はやっぱりある一定の期間いたほうが良いという、適材適所であればね。

○栗林会長

これ、どんなふうにか。ちょっとこんな話があって、少数意見に書かせていただくか、どこかへ反映できるかどうか……

○青山委員

あわせて。

○栗林会長

考えさせていただくということと、あと協働ですよ。これ協働あれだけやっという、この中に協働がほとんど浮かんでこないということですから、協働をもう少し強力でどっかに入れましょうよ。だって、協働に関してあれだけ取り組んでやってきたことで、かつ公の施設の有効利用の一つのキーでもあるわけですよ。実際、ところがなかなかうまくいかない取り組みでもあるし、見えづらいということなのですよ。その解決策として浮上しつつもなかなか有効性が見出しづらいというようなことなので、ただせっかく取り組んできたので協働ということをもう少し盛り込んでいきたいということでございますけれども。

さて、一通り資料2で、つまり事前に事務局に意見を寄せていただいた方からはご発言いただいたと思いますけれども、とりあえず何か漏れてしまったり、もう少し追加で言いたいという方はどうぞ。

幸前委員、どうぞ。

○幸前委員

資料2の4ページの加藤委員さんの話を聞きながらちょっと思ったのですけれども、利用料上げて利用者数が減ってしまうとプラスにならないというところで、利用者数が減る理由が利用料だけではなくて、その公民館がおもしろみがないというところもあるかもしれないですけれども、えてしてそういうところ、いや利用料が上がったら利用者数減った

よと言われそうな気がするので、ぜひ14ページの収入増加策の中の無料施設の有料化、利用料の適正化の中にぜひ適正化に取り組むというのと別項目で、その施設の魅力をもっと上げて利用者数をふやす努力を施設でやってほしいという内容のものが入るといいと思います。

決して利用料が上がったから利用者数が減ったと言わせない何か魅力を、利用料が上がった分さらに魅力をふやして利用者数をふやすみたいなのを入れてほしいなと思います。

○栗林会長

それは、大変いい考えですよ。再三田口副会長引き合いにして悪いのだけれども、消費税も税率上げる、つまり料金上げるだけではなくて課税ベースを本当に広げればいいんです。そういった考えと同じで、今おっしゃったことは大変いいことで、それはぜひ入れましょう。入れたいと思います。

平田委員、どうぞ

○平田委員

私、今回のこの答申案の中で、まず2つ非常に具体的で思い切った提案でいいなと思うのは、18ページの駐輪場のところの無料駐輪場の有料化ということと、その前の16ページが一番下の中央図書館と行徳図書館の2館体制とするという、これはなかなか具体的で思い切った提案だなということで、ぜひ提言倒れにならないように実現してほしいなというふうに思います。

○栗林会長

ほかにございますか。委員の方、どんなことでもどうぞ。

それでは、せっかくなのでハリス委員、どんなこと、感想でもいいですから何か一言お願いします。

○ハリス委員

今回、私ここに意見は入っていなかったのですが、皆さんの意見聞きながら、やっぱり読み解いていくとか、ここで参加して、2回休んでしまったのですが、実際視察とかして読んでいくには、ああ、そういうことなのだろうな、言葉が集約されているのだろうなというふうにはすごく思ったのですが、実際これを職員の方たちにやっていただくというときにやはり具体的なことというのもとても必要なんだというのがよくわかりました。ここの会議の中でも割と教育委員会のことが別だったりとか、公民館だとか、審議会で運営されているところというところに割と温度差を感じたりとかするので、一番最後のところの方策のところではやはり先ほどありましたけれども、4つ項目全て集約されていると思うのですが、やっぱり目的の共有化というところがすごく大事なというふうに感じました。

○栗林会長

石橋委員も何か一言だけ。いや、いいですよ、特になければなくても結構ですけれども。

○石橋委員

私もずっと出席させていただいて、ああ、なるほど具体的にはこういうふうになるのだなというのをとても勉強させていただきました。ありがとうございました。

○栗林会長

ほかにも、特にございませんか。では、どうぞ事務局。

○高久行財政改革推進課主幹

ちょっと補足させていただきます。先ほど会長からの質問の中で、名前を変えられるのかと。変えたことによって法律の影響を受けるのかと。例えば老人いきいの家というものは、いきいきセンターというふうに通称で呼ばれております。ただ、いきいきセンターと書いたからといって老人いきいの家のその条例から何ら影響を受けておりません。そういう意味で名前を変えるだけということは可能ですけれども、その法律の影響を受けてくると。法律の影響を受けないということは、先ほど申し上げましたように、財産処分ということをやらないとそういうものが、手続が必要であるということだけちょっと補足させていただきます。

○栗林会長

それは、もうもちろん、もっともな解釈で、いわゆる中身が変わらないのに看板かけかえて、変わるわけではないので。それ確認したかっただけで。それはよろしいですね。

それでは、おおよそご案内の時間が迫ってきたわけですが、今日たたき台としての答申を事前にお配りして、かつ事前に大変多くのご意見を寄せていただき、さらにそのコメント等を議論させていただいて反映させるべきは反映する。この場で文言まで決まりませんが、大体修正の方向性が出たところでございます。今後まだまだ作業が続くわけでございますが、私と田口副会長と事務局で作業続けてまいりますけれども、審議会の都合上、来月は市長に直接答申書を渡すという段取りになっておりますので、慣例的になって大変恐縮ですが、今後の答申案の修正については正副会長にご一任いただきたいということをお諮りいたしますけれども、いかがでございましょう。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○栗林会長

どうもありがとうございます。

それでは、お任せいただきましたので、私と田口副会長のところで責任を持って皆さんの今日の議論、意見を取り入れて、少しでもいいものにして4月に市長に答申したいと考えております。ありがとうございます。

それで、今日の大事な議論はこれで終わりなのですが、若干もう1項目ございまして、実は石橋委員と加藤委員が本日をもって当市政戦略会議の委員を退任されるということになっておりますので、石橋委員、加藤委員から一言ずつで結構ですが、一言何かご挨拶いただければと思います。

では、加藤委員から。

○加藤委員

(加藤委員、挨拶。)

○栗林会長

では、石橋委員、どうぞ。

○石橋委員

(石橋委員、挨拶。)

○栗林会長

ご苦労さまでした。

それでは、今日の会議はこれで閉会しますが、事務局のほうから再度4月の先ほ

ど出ましたけれども、確認だけしていただいて終わりにしたいと思います。

○高久行財政改革推進課主幹

それでは、平成26年第1回の戦略会議につきましては、4月25日金曜日16時から、市役所本庁3階、第5委員会室で行います。冒頭は、市長への答申を行いまして、その後審議ということになりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○栗林会長

それでは、以上で終了いたします。お疲れさまです。

【午後6時00分 閉会】